

厚生労働省告示第二百五十二号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号のイ中「第5の1のイ」を「第5の1のイの(1)」に改め、「当該指定療養介護の単位」の下に「（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。）」を加え、「（生活支援員として看護師を配置している場合にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間、看護師以外の生活支援員の員数と生活支援員として配置されている看護師の員数に一・五を乗じて得た数の合計数とする。以下この号において同じ。）」を削り、「ロからニまで」を「ロの(1)、ハの(1)及びニの(1)」に改め、同号のロを次のように改める。

ロ 介護給付費等単位数表第5の1のイの(2)の療養介護サービス費()を算定すべき指定療養介護の

単位の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1) 当該指定療養介護の単位ごと（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。）に置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

(2) 指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所（以下「特例指定療養介護事業所」という。）であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者（介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を含む。八の(2)、二の(2)及びへからちまでにおいて同じ。）の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

第一号の八を次のように改める。

八 介護給付費等単位数表第5の1のイの(3)の療養介護サービス費()を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1) 当該指定療養介護の単位（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定によ

り同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。)ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

(2) 特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

第一号の二を次のように改める。

二 介護給付費等単位数表第5の1のイの(4)の療養介護サービス費()を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1) 当該指定療養介護の単位(指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。)ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

(2) 特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

第一号のホ中「第5の1のホ」を「第5の1の(5)」に、「指定障害福祉サービス基準附則第三条第

二項の規定により読み替えて適用される指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する数以上であること。」を「常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。」に改め、同号に次のように加える。

へ 介護給付費等単位数表第5の1の口の(1)の経過的療養介護サービス費()を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ト 介護給付費等単位数表第5の4のイの人員配置体制加算()を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

介護給付費等単位数表第5の1の口の(1)の経過的療養介護サービス費()を算定している特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

チ 介護給付費等単位数表第5の4の口の人員配置体制加算()を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

介護給付費等単位数表第5の1の(2)の療養介護サービス費()を算定している特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換

算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二・五で除して得た数以上であること。

第二号中八を二とし、口を八とし、イを口とし、同口の前に次のように加える。

イ 介護給付費等単位数表第6の1の八の経過的生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）であること。

第二号に次のように加える。

ホ 介護給付費等単位数表第6の11の延長支援加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれかにも適合すること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定める営業時間が八時間以上であり、かつ、利用者に対して八時間を超えて指定生活介護等を行うこと。

(2) 指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

第二号の二のイ中「第8」を「第7」に改め、「医療型特定短期入所サービス費（）」の下に「若し

くは医療型特定短期入所サービス費()を加え、同号の口中「第8」を「第7」に、「医療型特定短期入所サービス費()若しくは医療型特定短期入所サービス費()」を「医療型特定短期入所サービス費()若しくは医療型特定短期入所サービス費()」に改め、同号に次のように加える。

八 介護給付費等単位数表第7の1の八の医療型特定短期入所サービス費()又は医療型特定短期入所サービス費()を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。

(1) 医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所

(2) 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設

第二号の三中「第10」を「第9」に改める。

第三号の口中「第11」を「第10」に改め、同口の(3)中「いること」の下に「(施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。)」を加え、同口を同号の八とし、同号のイ中「第11」を「第10」に改め、同イを同号の口とし、同口の前に次のように加える。

イ 介護給付費等単位数表第10の1のホの経過的施設入所支援サービス費を算定すべき指定施設入所支援の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設であること。

第四号のイ中「第13」を「第12」に改め、同号のロ中「第13」を「第12」に改め、同ロの(1)の(一)中「(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する障害者支援施設をいう。)」を削り、同号のハ中「第13」を「第12」に改め、同号のニ中「第13」を「第12」に改め、
、「(昭和二十三年法律第二百五号)」を削る。

第五号中「第14」を「第13」に改める。

第五号の二中「第15」を「第14」に改める。

第六号中「第16」を「第15」に改める。

第七号中「第17」を「第16」に改める。